

**JR九州労組の
長年の要求が実現！！**

6月1日から

聴力判定基準の見直し実施

本日、J R九州労組が長年にわたり要求・交渉を積み重ねてきた、乗務員（運転士）の聴力検査の基準の見直しについて、下記の内容で会社から説明がありました。

1. 列車又は車両を操縦する者に係る定期医学適性検査における聴器の検査方法を、一部変更する。
2. 変更内容
医学適性検査種別第1種の基準（運従コード1）に満たない場合は、医学適性検査種別第2種（運従コード2）の基準により検査を実施する。
3. 実施期日 平成25年6月1日（平成25年度定期医学適性検査より適用）
4. その他
臨時医学適性検査（新規養成時等）については、現行の判定基準を適用するが、既に動力車操縦免許を所持している者が受検する場合は、その都度判断する。

J R九州労組は、今後も様々な課題解決に向け取り組みを強化する

今回見直された聴力判定基準については、全国的な課題と位置づけ、今日までJ R連合や全国交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）へ見直しの必要性を訴えてきました。と同時に、国会議員を通じ国土交通省へ見直しの要請を行ってきました。

今回、これらJ R九州労組の取り組みが、聴力判定基準の見直しにつながったと自負しているところです。今後も様々な課題の解決に向け、J R九州を代表する責任組合として、J R九州労組が労働者の先頭に立って取り組む決意です。

今こそJ R九州労組に結集しよう！！